

令和元年11月定例会

経済委員会説明資料

農林水産部

目 次

I 提 出 予 定 案 件

1 一般会計・特別会計予算	1
(1) 歳入歳出予算	1
ア 総括表	1
イ 課別主要事項説明	2
(2) 繰越明許費	3
ア 追加	3
2 その他の議案等	4
(1) 条例案	4

I 提出予定案件
 1 一般会計・特別会計予算
 (1) 歳入歳出予算
 ア 総括表
 一般会計

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補 正 額	計	財 源 内 訳							一般財源	
				特 定 財 源			財 源					
				国支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産収入	諸収入	繰入金	県 債		
農 林 水 産 政 策 課	1,875,803	0	1,875,803	100,661			1,474	316,505	330,000			1,127,163
もうかるブランド推進課 (輸出・六次化推進室)	1,298,969	0	1,298,969	639,197		149		75,600	43,500			540,523
鳥獣対策・ふるさと創造課	695,690	0	695,690	509,611		7,360	3		10,000			168,716
畜 産 振 興 課	570,238	0	570,238	24,722		10,300	1,687	12,988	7,400			513,141
林 業 戦 略 課 (新次元プロジェクト推進室)	5,572,942	0	5,572,942	1,383,065		67	2,763	2,616,189	107,974	235,000		1,227,884
水 産 振 興 課	474,515	0	474,515	28,202			80,175	1,725	15,000			349,413
漁 業 調 整 課	224,118	0	224,118	3,441		8,554			12,000			200,123
農林水産総合技術支援センター 経 営 推 進 課	3,619,833	0	3,619,833	911,390		19,952	52,288	55,070	100,000			2,481,133
農 山 漁 村 振 興 課	2,636,926	0	2,636,926	1,493,278	60,600		11,057	18,600	473,355	135,000		445,036
生 産 基 盤 課	12,520,886	0	12,520,886	5,660,626	480,906	17,229		216,845	16,500	3,224,000		2,904,780
森 林 整 備 課	7,191,864	20,000	7,211,864	4,100,698	81,320				21,750	2,284,000	(20,000)	724,096
計	36,681,784	20,000	36,701,784	14,854,891	622,826	63,611	149,447	3,313,522	1,137,479	5,878,000	(20,000)	10,682,008

注：() 数字は、補正額の財源の再掲である。

イ 課別主要事項説明

森林整備課

(ア) 一般会計

(単位：千円)

目 名	補正前の額	補正額	計	摘 要
林業総務費	56,961	0	56,961	
林業振興指導費	251,816	0	251,816	
林道費	2,324,926	0	2,324,926	
治山費	3,221,961	20,000	3,241,961	① 治山維持補修費 (20,000) ア ㊟山地災害危険地区緊急点検事業 20,000
災害林道復旧費	1,155,000	0	1,155,000	
治山施設災害復旧費 (農林水産施設)	4,200	0	4,200	
治山施設災害復旧費 (土木施設)	177,000	0	177,000	
森林整備課計	7,191,864	20,000	7,211,864	

(2) 繰越明許費

ア 追加
一般会計

(単位：千円)

課名	事業名	予算額	年度内 執行予定額	翌年度 繰越予定額	繰越理由
森林整備課	治山維持補修費	57,544	37,544	20,000	計画に関する諸条件による
合	計	57,544	37,544	20,000	

2 その他の議案等

(1) 条例案

ア 卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（農林水産政策課）

- ・改正の理由

卸売市場法の一部が改正され、地方卸売市場について、許可制に代えて認定制を設ける等の規制の見直しが行われることに伴い、関係条例について所要の整備を行う必要がある。

- ・改正の概要

1 次に掲げる条例について、所要の整備を行うこととした。

- (1) 徳島県農林水産関係手数料条例
- (2) 徳島県の事務処理の特例に関する条例

2 徳島県卸売市場条例は、廃止することとした。

- ・施行期日

令和2年6月21日（一部については、公布の日）から施行することとした。

イ 徳島県畜産関係使用料手数料条例の一部を改正する条例（畜産振興課）

- ・改正の理由

農業保険法施行規則が施行され、家畜診療業務に係る初診料が農林水産大臣の定める家畜共済診療点数表によって算定されることに鑑み、所要の整備を行う必要がある。

- ・改正の概要

1 家畜診療業務に係る初診料について所要の整備を行うこととした。

2 1について、所要の経過措置を講ずることとした。

- ・施行期日

令和2年1月1日から施行することとした。